

平成 30 年度第 1 回広島県社会福祉審議会議事録

- 1 日 時 平成 31 年 2 月 1 日（金） 13 時 30 分から 14 時 40 分まで
- 2 場 所 広島市中区基町 10 番 52 号
県庁舎北館 第 1 会議室
- 3 出席委員 荒川委員，池田円委員，猪上委員，今川委員，上栗委員，川本委員，黒瀬委員，下原委員，鈴木委員，副島委員，中野委員，浜中委員，林委員，久光委員，平松委員，藤原委員，松岡委員，村井委員，森脇委員，山下委員，山田委員，山本一隆委員，吉田委員，米川委員
- 4 議 題 (1) 議事
ア 広島県社会福祉審議会運営規程の一部改正について
(2) 報告事項
ア 第 4 次広島県障害者プラン（素案）の概要について
イ 指定就労継続支援 A 型事業所の経営破たんに係る検証報告書等について
ウ 民生委員法に基づく民生委員の定数を定める条例の一部を改正する条例案に対する意見について
エ 平成 30 年 7 月豪雨に係る被災者生活再建支援について
オ 地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について
カ 専門分科会の調査審議状況について
- 5 担当部署 広島県健康福祉局地域福祉課地域福祉グループ
TEL (082) 513-3144 (ダイヤルイン)

6 会議の内容

《開会》

事務局： お待たせしました。ただ今から，広島県社会福祉審議会を開催いたします。

会議に先立ちまして，田中健康福祉局長がご挨拶申し上げます。

《健康福祉局長あいさつ》

《資料確認》

事務局： 本日，お配りしております資料の確認をさせていただきます。会議次第，委員名簿，県職員出席者名簿，配置図のほか，資料 1～7 まで，そして，参考資料となります。ご確認の方よろしくお願いいたします。

ございますでしょうか。

《出席委員紹介》

事務局： 続きまして、本日、ご出席の委員の方々のご紹介ですが、お配りしております委員名簿により、ご紹介に代えさせていただきます。

なお、本日ご欠席ではありますが、所属団体の役職の交代により、広島県市長会から新原委員に新たにご就任いただいております。

《県関係職員紹介》

事務局： また、本日、県の関係職員が出席しておりますが、県職員出席者名簿により、紹介に代えさせていただきます。

《定足数確認》

事務局： 議事に入ります前に、本日、ご出席の委員数をご報告いたします。委員総数 30 名に対しまして、24 名のご出席をいただいておりますので、広島県社会福祉審議会条例第 5 条第 3 項に定める定足数を満たし、会が成立しておりますことをご報告いたします。

《引き継ぎ》

事務局： それでは、ただ今から、議事に入らせていただきます。

議事の進行は、広島県社会福祉審議会条例第 5 条第 1 項の規定により、委員長が会議の議長と定められておりますので、山本委員長、よろしくお願いいたします。

《委員長あいさつ》

《会議の公開》

委員長： それでは、早速議事に入りますが、本日の審議会につきましては、広島県社会福祉審議会運営規定の第 5 条第 1 項の規定により公開とします。

また、議事録は、県のホームページなどで公開されることになっております。

それでは、会議次第に従いまして議事を進行させていただきます。

《議事》

委員長： 初めに、「広島県社会福祉審議会運営規程の一部改正」について、事務局から説明をお願いします。

〔地域福祉課から資料 1 により説明〕

委員長： ただ今の事務局の説明に対し、ご意見、ご質問等がございましたら、よろしくお願いいたします。

〔各委員意見なし〕

委員長： ご意見がないようですので、広島県社会福祉審議会運営規程の一部改正につきましてお諮りをいたします。原案のとおり、改正することにご異議ございませんか。

〔異議なし〕

委員長： はい、ありがとうございます。ご異議がないようですので、原案のとおり運営規程の一部を改正いたします。

それでは、続いて報告事項に入らせていただきます。会議次第に従いまして、順次、事務局から報告していただきたいと思います。なお、報告事項に対する質疑は、いくつかまとめて行うことといたしますので、よろしくをお願いします。

まず、第4次広島県障害者プランの概要について、説明をお願いいたします。

〔障害者支援課から資料2により説明〕

委員長： 続いて、指定就労継続支援 A 型事業所の経営破たんに係る検証報告書等について、説明をお願いします。

〔障害者支援課から資料3により説明〕

委員長： ありがとうございました。

それでは、報告のありました、第4次広島県障害者プラン、指定就労継続支援 A 型事業所の経営破たんに係る検証報告書等について、ご質問、ご意見等があれば、よろしくをお願いいたします。

委員（副島）： 障害者プランの概要のところなのですが、相当以前から、教育と福祉の連携といわれてきました。しかしなかなか、その連携が十分取られていませんでした。今回、厚生労働省からも文科省からも、家庭、教育、福祉の連携ということで、トライアングルプロジェクトというのが示されました。そのことが、このなかに入っていないけれども、県としては、その取り組みをどういうところで取り組んでいくのかご説明をお願いします。

委員長： ただいまの質問について、お答えをお願いします。

県： 本来でしたら、教育委員会から説明させていただくべきと思いますが、障害者支援課から説明させていただきます。

教育委員会、特に特別支援教育課とは、連携を取らせていただいております。この計画は、総合計画ですが、教育委員会の方は、特別支援教育ビジョンの改定作業を今年度から始めて、来年度中に策定するわけですが、その作業の過程で、教育と福祉の連携が謳われておりまして、私どももその改定作業に参画しております。

障害者プランの関係で申し上げますと、6施策体系と主な成果目標の、「心のバリアフリー」に向けた子供世代からの理解の推進と出会い・つながりの促進の欄に記しておりますが、「学校における障害のある幼児児童生徒と障害のない幼児児童生徒との交流及び共同学習等の推進と、家庭・家族の意識向上」のところに、トライアングルプロジェクトの主旨・ねらいを書かせていただいております。

委員長： いかがでしょうか。

委員（副島）： 教育・福祉の連携で大切なのは、放課後等デイサービスが福祉の窓口であるならば、それは教育との連携ではない。一番大切なのは、相談支援事業なのです。相談支援事業の中に、放課後等デイサービスがある。学校は、放課後等デイサービスとはつながっているが、相談支援事業とはつながっていない。そうすると、学校教育前の幼児のところ、療育のところ

で、発達障害関係の子どもを抱える親は、どこに相談に行ったらよいのかわからない状況から入っていくことになる。相談支援というのは、幼児・学齢期・社会参加・高齢期とずっとつながった福祉の窓口です。その福祉の窓口がつながっていけば、学校教育が終わった段階に、社会参加の時に、就労に向けた取り組みも続けていける。ところがそこがないために、卒業に向けての取り組みができていないため、本人の社会参加で困っていると聞いています。福祉と教育は両天秤で取り組んでいかなければならない。福祉といえば、相談支援窓口が一番大切なポイントであることを理解していただきたいと思います。以上です。

委員長： 今のでおわかりでしょうか。

今後の課題というよりは、今おっしゃったように、教育と福祉の接点のところの、相談支援事業の連携がないという現状があるということですね。ご検討を今後ともお願いいたします。

他にご意見ありますか。

〔各委員意見なし〕

委員長： ありがとうございます。

委員長： 続いて、民生委員法に基づく民生委員の定数を定める条例の一部を改正する条例案に対する意見について、説明をお願いします。

〔地域包括ケア・高齢者支援課から資料4により説明〕

委員長： 今の説明にご意見があれば、ご発言をお願いします。

ご発言がないようですので、次に、平成30年7月豪雨に係る被災者生活再建支援について、説明をお願いします。

〔地域福祉課から資料5により説明〕

委員長： ありがとうございます。

先程より説明にありますように、次の、地域共生社会の実現に向けても関連がありますので、続いて、説明をお願いします。

〔地域福祉課から資料6により説明〕

委員長： 以上報告があった事項について、ご意見・提言がありましたら、ご発言願います。

皆さま方、各所で豪雨災害に係わりになったと思いますので、その後のことも含めてお願いします。

委員（米川）： 私の施設があるところが、府中町でして、今回豪雨災害を受けたところに安芸区矢野地区がありました。その中で、海田町・府中町そして坂町で、法人としての動きをする中で、矢野地区が間に入っている。海田町と坂町については、われわれ地域協の動きを始めていました。そうしますと、安芸区の矢野地区が、なぜか落ちているよねって感じまして、では、相対的に動いていこうかなということで、日数的に3日くらい矢野地区の動きが遅かったかなと感じています。できれば、広島県と広島市のこのプランニングが、連携がとれていく形になればと願っています。

委員長： 重要な地域の問題だと思いますが、いかがでしょうか。

県： 今後、地域共生社会に向けて方向性を整理していきたいと思います。被

災地域にそのような状況もあったと思う。そういう中で、被災後ではあります。支え合いセンターの会議があり、広島市は支え合いセンターを設置していませんが、広島市にも参加していただく。広島市社協にも参加していただく。それと今後の災害に備えて、施設共有を含め、できることを考えております。県関係の施設だけでなく、広島市にも入っていただくようにしています。その中で検討を続けてまいりたいと考えています。

今のご指摘を大切にまいりたいと思います。

委員長： 非常に重要なことだと思います。よろしくお願ひします。

他にございますか。被災された方で、まだこんな課題があるよというようなことがあれば、お願ひします。

委員（池田）： 市町地域支え合いセンターの設置で、被災された市町は支え合いセンターが設置されていますが、北広島町のように被害のなかったところの設置はどのようになっているのか。

県： センターの設置については、基本的には、災害援助法が指定した市町で15市町を基本に設置したが、広島市と福山市については、現行の体制でやられるということで、支え合いセンターを設置されませんでした。ただこのような取り組みを、次の災害に備えて、拡げていかなければならないので、県センターの会議には、全ての市町にも参加いただき情報共有をはかってまいりたい。また、3月にも、フォーラム的なものを予定しているが、全市町、全社協の方にも参加していただきたいと考えている。このような取り組みは、経験を県内に普遍的に広めてまいりたいと考えています。

委員長： 他にありますか。

委員（村井）： 三次では、昭和47年に水害があって、その当時の降水量と、昨年度の降水量はほぼ同じであった。そういうなかで、三次、庄原を含め、相当の降水量がありながら、人災がなかったということは、学ぶべきことがあるのではないかと。三次は、47年から減災対策が地区ごとになされ、地区に防災会議があります。中学校区単位ではなく、小学校区単位の小さな単位で自治会があり、全部はできていないが、自治会内に防災会議が作ってある。防災会議のなかで、昨年のもう一つの豪雨に対しても、早めに避難するということをして地区ごとに徹底した。特に高齢者においては、警報がでたら、すぐに避難できるような体制になっている。今回の豪雨で、一番大きな被害がでたのは土砂崩れでした。安佐北区の土砂崩れもありましたが、それが生かされていないと思いました。三次地区としては、土砂崩れ、洪水、決壊などの災害を含めた防災を地区ですすめ、高齢者、災害弱者が早めに避難できるような体制をとっている。先進事例は、行政から問い合わせればよくわかると思います。少なくとも、人災事故がなかったことはベターであったと思います。

委員長： 貴重なご意見ありがとうございました。5年前の災害も含め生かされていると思います。三次の47年災害はひどかったですね。覚えております。防災も含め、積み重ねが今後必要かと思ひます。ありがとうございます。

他にありますか。

〔各委員意見なし〕

委員長： 最後に専門分科会の調査審議状況について、順に説明をお願いします。
〔地域包括ケア・高齢者支援課，障害者支援課，こども家庭課，安心保育推進課から資料 7 により説明〕

委員長： これまでの報告事項に関して、ご質問、ご意見等ありましたら、ご発言願います。

〔各委員意見なし〕

委員長： ご発言がないようですので、これで報告事項を終わります。せっかくの機会ですので、社会福祉の推進についてのご意見やご提言などについて、ご自由にご発言いただきたいと思います。よろしくお願いします。

〔各委員意見なし〕

委員長： 他にご発言もないようですので、本日の審議会を閉会いたします。本日は、議事の進行にご協力いただき、ありがとうございました。

事務局から連絡事項がありますか。

事務局： 〔地域福祉課から今後の専門分科会の開催予定を説明〕

委員長： 本日はありがとうございました。

7 会議の資料名一覧

- ・ 広島県社会福祉審議会会議次第
- ・ 広島県社会福祉審議会委員名簿
- ・ 広島県社会福祉審議会県職員名簿
- ・ 配席図
- ・ 資料 1 広島県社会福祉審議会運営規程の一部改正について
- ・ 資料 2 第 4 次広島県障害者プラン（素案）の概要について
- ・ 資料 3 指定就労継続支援 A 型事業所の経営破たんに係る検証報告書等について
- ・ 資料 4 民生委員法に基づく民生委員の定数を定める条例の一部を改正する条例案に対する意見について
- ・ 資料 5 被災者見守り・相談支援体制の構築
- ・ 資料 6 地域共生社会の実現に向けて
- ・ 資料 7 専門分科会の調査審議状況について

・ 参考資料

- ・ 社会福祉法（抜粋）
- ・ 社会福祉法施行令（抜粋）
- ・ 社会福祉審議会条例